

国保で受けられる給付

次のような場合は、かかった医療費をいったん全額自己負担しますが、申請により国保が審査し、決定した額の7割があとで支給されます。

療養費の支給

■やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき。

不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けたり、旅行先で急病になり保険証を持たずに診療を受けた時などの場合。

◇申請に必要なもの

申請書、診療内容の明細書、領収書、保険証

■コルセットなどの補装具代

◇申請に必要なもの

申請書、医師の診断書(又は意見書)、領収書、保険証

■はり、きゆう施設利用券

◇申請に必要なもの

申請書、保険証

■海外渡航中に治療を受けたとき

◇申請に必要なもの

申請書、診療内容の明細書※、領収書※、保険証

※が外国語で作成されているときは、日本語の翻訳文が必要です。

高額療養費の支給

病気やけがで医療機関にかかり、医療費の自己負担額が高額になった場合、支払った金額の一部が支給されるものです。

入院などで医療費の自己負担額が1ヶ月に一定額を超えて支払った場合に、その超えた額を国民健康保険が負担し、申請により後日払い戻されます。

医療費は、月の1日から末日までを1ヶ月として、医療機関、入院、通院、歯科ごとに、別計算となります。なお、

差額ベッド代など保険対象外の医療費は含みませんのでご注意ください。

なお、該当者と思われる方には、通常診療月の翌々月に役場から申請書を送付致しますので、その申請書と国民健康保険証、印鑑、医療機関の領収書をお持ちのうえ、国民健康保険係の窓口、及び出張所で申請して下さい。

詳しくは、住民課村民室、電話番号 099-222-2101 までお問合せ下さい。

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき支給されます。妊娠 12 週(85 日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

◇申請に必要なもの

申請書、母子健康手帳、保険証、死産・流産の場合は医師の証明書

葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

◇申請に必要なもの

申請書、死亡証明書、保険証

移送費の支給

重病人の入院や転院などの移転に費用がかかったとき、申請し国保が必要と認めた場合に支給されます。※詳しくは国保担当の窓口までお問合せ下さい。

◇申請に必要なもの

申請書、医師の意見書、領収書、保険証

退職者医療制度

長い間、会社などに勤めていた後退職し、国民健康保険に加入している人で厚生年金などの被用者年金の受給権のある方およびその被扶養者は退職被保険者本人が 65 歳になるまで退職者医療制度で医療を受けられます。

■対象となる方

- 1.国民健康保険加入者
 - 2.厚生年金や各種共済組合などの老齢年金や退職年金などの受給権者でその被保険者期間が 20 年以上、または 40 歳以後 10 年以上ある方
 - 3.65 歳未満の方
- 以上 3 つの条件にあてはまる方とその被扶養者です。

退職者医療制度で医療を受けられる場合の一部負担金は、3 割となります。

■手続きに持参するもの

- ・国民健康保険証
- ・年金証書
- ・印鑑

交通事故にあったとき

交通事故などの病気やケガの原因が第三者の行為による場合でも国保係へ届け出れば、国民健康保険で治療が受けられます。

本来、交通事故などによる治療は加害者が負担すべきものですが、届け出により国民健康保険が使えます。加害者が負担すべき治療費の7割又は、8割を国民健康保険が病院へ一時立替え払いをし、後日、加害者へ請求することになります。

印鑑と保険証を持参のうえ、国保係で手続きを行って下さい。

詳しくは、住民課、電話番号 099-222-2101 までお問い合わせ下さい。